## 〇総務省令第九十号

地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) の規定に基づき、 地方税法施行規則の一 部を改正する省令

を次のように定める。

平成二十七年十月二十九日

総務大臣 山本 早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規 則 (昭和二十九年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三号様式及び 同 様式 別表表面中 「個人番号」を「窓名番号」に改める。

第十七号の二様式別表を次のように改める。

## 第十七号の二様式別表。挿入

附則

(施行期日)

第一 条 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第十七号の二様式別表の改正規定並び

に次条第二項及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改 正 後  $\mathcal{O}$ 地 方税法施 行 規則 (次項に お 1 · ~ 新 規 則」という。 第三号様式 及び同

様式 別 表 表面 は、 平 成二十八年 度以 後 の年 度 分の 個 人の 道 府 県 民 税 及び 市 町村 民 一税に つ *(* \ て 適 用 平 成

十七年度分までの個人の道府県民税及び市 町 村民税につい ては、 なお従前 の例による。

2 新規 則第十七号の二様式別 表は、 この省令 の公布  $\mathcal{O}$ 日 以後に 地方税法第三百 1十七条 の六第 四項  $\bigcirc$ 規定に

ょ り 提 出 する同 項 E 規定する公的 年金等支払 報告書 に 0 ١ ر て適用 し、 同 日 前 に 同 項  $\hat{O}$ 規 定に ょ ŋ 提 出 した

同 項 E 規 定する。 公的 年金等支払報告書につい て は、 なお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 によ る。

(地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 地 方税法 施行規則等の 部を改正する省令 (平成二十七年総務省令第八十五号) の一部を次のよう

に改正する。

附 則 第 条第二号中 「及び次条第七 項の規定」 を削り、 同条第四号中 「次条第八項」 を「次条第七 項」

に改める。